

第 6 回 原子力委員会定例会議

3. 5. 2. 10

於 原子力委員会会議室

議 事 次 第

1. 原子力損害賠償保障法案について
2. その他

配 布 資 料

- 1 原子力災害補償法案の問題点について
- 2 第7回原子力委員会原子力関係科学者技術者養成訓練専門部会議要録
- 3 第5回原子力委員会定例会議々要録

第10回原子力委員会

原子力関係科学者技術者養成訓練専門部会議事録

1. 日 時 昭和35年1月17日(火) 午後2時～5時

於原子力委員会々議室

2. 出席者 有沢原子力委員

瀬藤部会長、久見参与、正井委員、豊島委員

村上研究助成課長、塚本委員(代伊沢部長)

中川委員(代稲葉)、阿部次長(原研)

佐々木局長、井上政策課長、半沢事務官

広岡技官、森技官、高岡技官、鈴木調査員

竹林技官

3. 議 題

(1) 専門部会答申書の原案作成について

(2) 放射線管理者の養成訓練について

4. 配布資料

1. 原子力関係科学者技術者養成訓練専門部会答申書策定

上の問題頁

(2)

エ. 放射線管理者の養成訓練について

3. Training And Education Assistance

4. Nuclear Training Programs For Industry Personnel.

5. Relationships Between The Universities And Industry In Nuclear Engineering

6. 配布資料一覧

7. 9回議事録

5. 議事概要

(1) 議事録の承認

(竹 林) (前回議事録を朗読ののちこれを承認)

(2) 専門部会答申書の原案作成について

(竹 林) (資料ノ号につき説明)

(阿 部) P2の (1)-(a) 核物理・原子炉工学と並べるのは稍疑問がある。

(竹 林) 理学者・工学系の代表としてよく使用されている単語を並べたものである。

(瀬 藤) 原子力物理・原子力工学等と一寸漠然としたものであるが、書いてはどうか。

(各委員) 了承

(瀬 藤) (c)項については、必ずしも大学卒程度以上と云うのではないが、法律に定めたものであり、絶対に必要なものであるから、他の項と比較して稍学卒は異なるが、入れたものである。但し、此の場合、単なる取扱者は此の部会で採り上げる必要はないが、少くとも、主任者については含めるようにしたい。放射線管理者については、広義には日常業務を行っている者も居るが、此処では、安全管理の面から検非違悞的な立場に立つ者を指していると考える。

(森) *Health Physicist*の一応の訳である。

(伊 沢) ICRPでは、*safety* と云う語を入れて使っている。

(瀬 藤) 保安或いは安全という言葉を入れておいた方が明確となろう。

(井 上) 保安よりも安全の方が受ける感じ上良いように考える。

(瀬 藤) *Service*については業務の方が良いと考える。

(渡 辺) (d)の放射線管理者の中には、医者は含ま

(4)

れるのか。

(伊 沢) 普通、診断治療の人を行う者を医者というが、
此の場合には医学者は含んでいない。

現在は各種の分野の人が居られるので、医学出身
者も当然入っているが、此処で云っているのは、出
身如何ではなくて、その業務内容自身である。

(瀬 藤) では、此の場合、医学 *side* の人は含まない。
即ち、診断治療をする人は含まないと解釈すること
にする。

(井 上) (c) については A と B に分けている。

此処では、試験を受けねばならぬ主任者を対象とす
るのか、又は R.I. を取扱う為に必要な一般の取扱者
までを含めるか。

(森) 主任者は、現実には、太学卒程度でなければパ
スし難いであろう。

(竹 林) c. については部門別とは業務内容について
の別であり、業種とは専攻学科の別を指している。

(村 上) 各部門について、電気工学何名、機械工学何
名と云ったような、左での割り方をしてもらえると、
今後、大学における養成計画を立てるのに甚だ都合

が良い。

(瀬 藤) 部門と云うことは、業務内容であるが、現状では、建設部門の人が運輸部門に移っても良いし、あまりに互換性がありすぎて、一寸人数までは出せないであろう。専攻別について夫々に分け得るか。

(竹 林) 現状ではこれ以上細分することは無理である。

(瀬 藤) 此の際は無理に細分化作業をすることは止め、むしろ、次の答申として提出されたものについて、若し、工合が悪ければ、再調査するなりすることとし、一応これで我慢したい。

(正 井) 需要者としても、細分された学科は現状としては、出し難い。

(村 上) 文部省で行った科学技術者計画の前日の調査では、各業種ごとに、学歴別に調査を行い、これに企画庁の計画を掛けてその数を出した。次回の養成計画には、本計画を織り込んだようにしたい。

文部省としては、少なくとも々年間の教育期間が必要なので、此の程度でよかろうと思う。

(竹 林) 教育者については、大学および原研、公社との関連において決めねばならない。

(6)

(村上) 学生数が出れば、教育者数は出せる。

(瀬藤) 大学における教育者を出すとともに、そのほか高校の教育者も考えるべきであろう。

(伏見) 高等学校とは何を指すのか。

(瀬藤) 工業高等学校を指す。

(竹林) 工学についてのカリキュラムは2~3の例が出ているが理学についてはない。

(瀬藤) 理学については、如何

(伏見) 工学に相当するカリキュラムはない。たゞ原子核物理学についてはある。現在の原子力関係の教育は、工学の方でなかったものを一時理学の方で補っていたのであって、工学の方が充実してくれば、追々理学から工学へ移して行きたいと考えている。

(瀬藤) 理学については、あまり目的本位であっては、困ることになる。

(伏見) 村上委員の方から原子力について、如何なる講座を設けるべきかと言う諮問があつて学術会議として作成しかけたものがあるが、これに審議未了となっている。

(瀬藤) 各大学に特色があるので、カリキュラムにつ

いては、一つの *example* として挙げられるべきものである。

明治30年台に電気工学講座を設置する問題があった。それと似た状況である。

(村上) 伏見先生の了解を今得たので、特別委員会の資料を本部会に提出するようにする。

(瀬藤) カリキュラムについては一つの例示として挙げておけばよく、それに、各々特殊事情が加味されることゝなろう。

(竹林) 大学、原研、成医研等の相互関連性はどうか。

(阿部) 原研では一般課程と高級課程についての長期にわたる計画は未決定であるが、現状からは、一般コースはBカテゴリーであり、高級コースはAカテゴリーになると考える。

原子炉研修所と恒久的な制度として置くつもりである。

(瀬藤) 原研に於ても、大学と並行して原子力の教育が行われてよかろう。

但し、或る程度の基礎は大学で受けておかなければならない。

(8)

(井 上) 原研が大学の補間的な役割をなすのか、それとも並列的に行うのか。という政策的な問題がある。

海外留学については、次々に高級コースをとるようになってきている。

(瀬 藤) 一般コースについては、大学を出た人間のうち、原子力を学んできた人にもう一度教えるのではないし、B.カテゴリーの人を養成することになる。そして、Aは高級コースに入っていくと云うことにしたい。

(村 上) 大学でAとなった人が高級コースに入るのか、或いはAとなるべき人が高級コースに入るのか。

(阿 部) 現在はBの人が高級に入ってAとなっている。将来は大学でAとなった人が更に高級コースに入ることを主眼にしたい。

R.I.研修所については、将来は原子炉研修所と協同して、R.I.取扱主任者を養成し、地方におけるR.I.技術者の火種お取ち、各地方の指導者乃至は先生としたい。

(瀬 藤) これについては、一項として掲げておきたい。

(伊 沢) 放医研の養成訓練については、一年コースの

大学院程度を考えているが、大学との関係をどうするかが問題となろう。

今年度には、現在放射線管理をしている人達に専門的な知識を教えるよう計画しているが、将来は、原研の高級コースと同程度のものにしたい。

大学に於ては、此の種の教育は、理・工・医等各学部はわたる事柄なので可成り面倒な筈があると思う。

(瀬 藤) その筈については、大学側に特別な考慮を払ってもらえるか、或いは私立の総合大学が行うかもしれないし、更に、放医研と並行的に教育出来るかどうかも考慮しなければならぬ。外国の例はどうか。

(伊 沢) 資料等と等しい寸に触れている。その他については、資料として集めてあるので、次回にアイソトープ課から提出してもらおうことにする。

(瀬 藤) 放射線管理については矢張り、養成する必要がある。しかし、大学の学部構成からみて可成り困難な点があり、そうなので、順調に養成出来るようになるまでは、放医研で養成する必要がある。これは放医研としても、一つの重要な任務である。

(10)

(伊 沢) その点については、放医研の設立の趣旨にもはっきり示されている。

(井 上) 大蔵省も大筋として認めている。

(瀬 藤) 海外留学については、特別のテーマについて、相当に高度な海外留学を、矢張り続けて行かねばならない。

() 又、一級コースについては、原研の原子炉研修所が早く完全に活動を開始する必要がある。

(伊 沢) 放射線管理の面から云うと、未だ3名程度が留学して居らず、他の分野に比べて未だ可成り遅れている状況である。

(瀬 藤) *Technician* についても忘れずに書くように。

(佐々木) その点については、各社で養成することを考えていないのか。

(瀬 藤) 他産業の例はあるが、原子力については、教育者が居ないので、御手あげの恰好となっている。

(阿 郎) 大学が整ってくれば、高校の方も自然に整って来るのではないか。

(瀬 藤) 将来、原子力をやりたいと考えている若い人

の要望に添えるため、我々は、少なくとも、最小限の体制を整えておいて、その志望の満たされるようにしてやらねばならない。

高校程度の者の養成については、費用もかゝることだが、若い人の興味を満たすだけの場を作ってやると共に、採用後の研修を行うよう筋をつけておく必要がある。

(3) 放射線管理者の養成訓練について

(広 岡) (資料エ 2号につき説明)

(瀬 藤) 少なくとも一ヶ所位は、大学院コースが置かれる必要がある。

(広 岡) 原案作成の際にも、一ヶ所設置することは必要であると言う意見であった。

(瀬 藤) 現在の短期講習会の応募状況はどうなっているか。

(伊 沢) 70数名中から約30名を送んだ。

(瀬 藤) 放射線管理者についての法律を作るに際しては、相当の裕余期間が必要である。

(正 井、阿 部) 原子炉主任技術者と同様に、このような類の人は是非必要である。

(12)

(瀬 藤) 3頁の中項で、上のようなコースを放医研に置くことが望ましく、又、法律を作ることも望ましいと、書くようにしてよろしかろう。

(村 上) 大変結構であるが、大学院に置くことになる、一年コースと云うことは、実現性がない。

(瀬 藤) 少なくとも二年コースと修正したい。そしてこれを修士コースに合致させればよい。

(村 上) 学部については、事務的に、行処が世話をする所を作らねばならないが、どこの学部に置くかを定めることは、なかなか難しい問題である。

(伊 沢) 必要であると言う点では、明確である。

(村 上) 部会として要望されることは、大いに良いと思うが、実現については、困難である。

(瀬 藤) 大学に於ても、今までの通り教育するだけでなく、より良いものにするための努力はするべきであるし、又、国立でどうしても実現出来ない場合には、私立に実現してもらおう方法も考えられるので、部会として要望することは大いに意味がある。

第5回原子力委員会定例会議々事録

1. 日 時 昭和 35 年 2 月 3 日 (水) 2 時 10 分 ~ 4 時 50 分
於原子力委員会々議室

2. 出席者 石川委員、有沢委員、兼重委員、
争務次官、佐々木局長、法費次長、島村次長、
井上政策課長、太田調査課長、井上核燃料課
長、藤波原子炉規制課長、武安監理官、半沢
争務官、荻野谷技官、真砂争務官、袴田技官
鈴木調査員、高岡技官、高橋原子燃料公社理
争長、原全副理争長

3. 議 題

- (1) Heads of Contract について
- (2) 核燃料加工の海外請負に伴う免責に関する法律施行令
- (3) I. A. E. A. の理事会について
- (4) 外人の招へいについて
- (5) 原子力施設周辺整備法案について
- (6) 議事録の確認について

(2)

4 配付資料

- (1) 原子力施設地帯整備法 (案)
- (2) コールダーホール改良型原子炉用燃料購入に関する
Heads of Contract について (案)
- (3) *Heads of Contract* の性質について
- (4) コールダーホール改良型原子炉用燃料購入覚書交換に
ついて
- (5) オマハ回原子力委員会定例会議々事録
- (6) 核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除
等に関する法律施行令

5 審議決定及び報告事項

(1) *Heads of Contract* について

Heads of Contract の性質については資料3号の一部を修正して、委員会の意見とすることが了承され、日本原子力発電(株)が英国原子力公社との間に *Heads of Contract* を交換することを適当と考えるという主旨の事務局案(資料オ2号)も字句を一部修正して了承された。

(3)

(2) 核燃料加工の海外請負に伴う負責に関する法律施行令
本件についての案が提出され、了承された。

(3) I. A. ^E Aの理事会について

I. A. E. Aの理事会の審議結果特に保障措置について
報告があった。

(4) 外人の招へいについて

カナダA. E. C. Mのギルバート氏を招へいすること
になったが、委員長の招へいにするかどうかは別途考へ
ることになった。

(5) 原子力施設周辺整備法案について

本件についての素案が資料として提出され、内容の説
明、問題点についての審議が行われた。今後更に検討を
行うことになった。

(6) 議事録の確認

前回議事録の一部を修正の上確認。

6. 議事経過

(1) Heads of Contract について

(真 砂) 資料オ3号朗読

(4)

(有 沢) この資料は発表するのか。

(島 村) 部内の意見統一のためのもので、発表はしない。

(有 沢) "契約の予約"ということを行う必要があるか。

(兼 重) 私もそう思う。

(有 沢) 性質については、委員会の意見を明確にしておく必要がある。

(島 村) 予約的性質を持つていることは良しかだが、従来のカテゴリーに当てはめるときは、予約の性質を必ずしも持つていない。弱いけれども、予約的性質をもつている。

(石 川) "予約的事項もあるが"とすればどうか。

(有 沢) その事項については問題は残る。法律行為とは見たくない。

(兼 重) 5行目以下を次のように修正したらどうか。

"この *Heads of Contract* は現在の案に規定されている次の諸事項を勘案すれば、従来の交渉経過を両当事者の合意の形で確認し合った覚書であるとみるのが妥当である。"

(井上) 確認

(各委員) 了承

(島村) これは、特に発表するものではない。

(真砂) 資料2号朗読。

(有沢) /頁目下から6行目“その当事者”で判るか。

(井上啓) 正式契約当事者である。

(石川) はっきり修正したらよい。

(高橋) 将来の所有方式が問題だが、それには何も触れるものではないので特に意見はない。

(有沢) 所有方式について御注文は。

(高橋) 公有でない、Fuel Cycleは円滑に進まないと考えている。

(有沢) 民間が再処理を外国に委託することについては。

(高橋) 管理上問題が起る。

(兼重) その点は法的にはっきりしているか。

(井上啓) 規制法上明確になっていない。

(高橋) ウランの外国の市場は安い現状では、国内資源が開発されないとも考えられる。資源的には両

(6)

者を両立させることが望ましいと思う。

(有 沢) *Mining* の問題ですが、*Mining* をやるかどうかは問題だ。鉄線事業は盛んになる筈だ。

(兼 重) 所有方式については、法律的に明確になっていないので、当面は公有の原則とすることとしており、この線は変更していない。この現状で、*Heads of Contract* を原電に交換させることに御異存がなければよいと思うが。

(有 沢) *Heads of Contract* の内容に御不満な点はないが。

(高 橋) 使用済燃料は外国に返すことができることになつてはいるが、この点は問題だ。当面公社で処理はできないので、国内処理に切り換える時期が問題だ。

(石 川) 問題になつたときに考えることにすればよい。

(兼 重) そのような問題は、日本全体の問題であると思う。燃料公社の事業には、支障ないように、この *Heads of Contract* の問題は処理しているつもりでいるが。

(7)

(有 沢) 社内内部でのこの問題についての空気は、

(高 橋) 御心配になるような反対意見はない。われわれとしては再処理事業を7日も早くやりたい。

(有 沢) 再処理についての原研との関係は、

(高 橋) 原研は基礎研究で、公社は開発研究だ。

(有 沢) 両者はどう結びつくか。

(高 橋) 結びつかないこともないが、当国は、情報程度の技術を入れたいと思っている。

(石 川) 再処理部会の答申をまわって考へることにはしない。

(井上 啓) 中間報告は3月に出る。

(佐々木) 公社製天然ウランの原研貸与についての反響は

(高 橋) 原研との問題があったが解決した。

(真 砂) 資料4号朗読

(篠 原) “公社”を“原子燃料公社”と改めたら

(各委員) 了承

(8)

(2) 核燃料加工の海外諸員に伴う免責に関する法律施行令

(半 沢) 資料ヲ六号につき説明。

法律は前国会で成立したが、政令委任事項があるので政令を用意した。4日の閣議にかける予定にしている。

(石 川) 三、は試験研究用だけでよいか、原子炉については

(井上啓) それについては本則で決めてある。

(各委員) 了 承

(3) I. A. E. Aの理事会について

(太 田) I. A. E. A理事会について御報告したい。

査察措置について特に御報告しておきたい。事務局案は^燃雑^燃から簡易化するとの意見が圧倒的であったとのことであった。英国案が起草案の原案となるものと考えられている。これが通るとJ.R.R-3は査察はなくなる。荷代り査察は、反対意見が多いにもかかわらず、残っている。

2月15日からケネディの代表が集まって(日本は

(9)

入っていない)。ス週間起草委にかける。今年9月の総会にかゝる予定になっている。

~~様~~ 根氏は事務局のアドバイザーとして仕事をされる予定である。同氏は出発前に委員会と打合せを希望しておられる。

(石川) *External Safeguards* の通告については。

(大田) 両当事者が通告したときにやることになるのが英国案である。

(4) 外人の招へいについて

(大田) チョーク・リバーのルイス氏が、その下の部長を招へいしたいということであつたが、その返事がきた。部長以上の人は何れも多忙で招へいに応じられない。ギルバート氏が来日することになっている。委員長への招待には値いするか疑問であるので、どうするか。費用は、滞在費程度をこちらで負担すればよいと思う。

委員長の招たいにするかどうかは別として、お招きしたい旨を返争してよいか。原研の理事長には御

(10)

御了承頂いている。

(兼 重) 原研の理事長の招たいにしたら。

(木 田) 招たい主を唯にするかは別に御相談することにして、ギルバート氏をお招きするようになりたい。

(5) 原子力施設周辺整備法案について

(島 村) 資料ノ号は事務局の素案で、御説明に止めたい。

(半 沢) 資料ノ号朗読。

この法案は従来の要綱を忠実に法案の形にしたものである。

問題点は、必要性について、開発利用の促進と公共の安全の両者が共存しているので、安全審査との関係は問題として残っている。

指定に当っては、原則としては申し出制にするが意見をきくことを条件にして国の指定も出来るように考へている。

国の指定の根拠はあくまで、公共の安全の概念を入れる必要がある。この点にも問題が残っている。

整備計画の内容は、一般の都府^市計画と原子力特有

のものが共存している。

建築制限は、整備計画中の緑地帯内について考
ている。

河川法、都市計画法、港湾法等の建築制限等につ
いても、補償の規程は欠けている。京都、奈良等の
観光地域指定の法律に、市長の補償が規定されてい
る程度である。

ク条の二項の規定は大蔵省との折衝過程で問題に
なると思う。

別表の国庫負担の率は、在来の例の一番高い例を
とって考えてみた。

審議会の規程は問題になる点は少い。

(石川) 建築法等の建築制限は程度が軽いのではな
いか。

(半沢) 河川法その他の例もこの場合と同じ程度の
ものだ。

(石川) 緑地帯内の制限の内容、許可の内容の程度
がちがうのではないか。

(半沢) 詳しく調べていない。

(石川) こちらの緑地帯は、都市計画のときの緑地

(12)

帯とはちがう。

(有 沢) 補償料のベースは地価をとるのが、そうすると年々上昇する。

(井 上) その点も今後検討を要する。

(有 沢) 目的が、原子力の利用促進と公共の安全となっているが、工場誘致に役立つか。目的は非常に限定的になつてはいるが、指定する地域の範囲もその考へ方で決まると思うが。

(石 川) 地元の都市計画としての面を助成するという要素は入つてはいるか。

(井 上) この案では範囲の決定には、審議会の判断にまかしている形になっている。

(石 川) 地元民を満足させるような *Bright Side* が少いように思う。

(有 沢) この法案の必要な根本的根拠はどれもはつきりしない。

(石 川) 緑地帯内の地方税の免税等は考へられないか。

(佐々木) この法律に対する期待、評価が各方面で各各ちがっている。

(有 沢) 補償の仕方は問題だ。土地を買い上げるならば、すつきりするが。

(井 上) 地元では、買い上げの期間を予め決めて、それに応じなかった場合には何の補償もしないという方法でよいと言っている。この法案でどうしても考へなくてはいけないのは、人口制限だ。

(有 沢) 人口制限だけでは地元は納得しない。

(島 村) 原電の炉の設置に伴い地元で落ちる金は、1.3億円程度(初年度)

そのうち84万円程度が村に、54万円程度が県に入ることになる。原電の炉がスタートする頃には原研、公社の固定資産も大きくなるので、大部分は県に吸い上げられることになるだろう。

(有 沢) その金を県が出して周辺を整備することも考へてよいではないか。

この案で各省折衝をやるのは問題だ。X天的なものとして説明してもらいたい。外部経表は歳につつしんでもらいたい。

(14)

(6) 議事録の確認

訂正。5. 審議決定及び報告事項の(ク) *Heads of Contract* 中3行目“これについての事務局案が”の“案”の前に“の主旨”を、また4行目“書き加へることです承”の“了承”の前に“その主旨”の字句を入れる。

(兼 重) (6)については、議事録の通りであるが、
県側の案についての審議はどうするか。

(井 上) あの案は県側でも正式に決めたものではないので“参考資料として解している。県も外部にもれるのを心配している。特に回答を要するものとは考へていない。

(島 村) 各委員のあの案についての考へをお聞きするようになりたい。

以 上

第6回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 昭和35年2月10日(水) 午後2時20分～5時25分

於 原子力委員会会議室

2. 出席者 中曾根委員長、石川委員、白沢委員、兼重委員、藤原事務次官、局長、法貴次長、島村次長、政策課長、調査課長、原子炉規制課長、核燃料課長、放射線安全課長、アイソトープ課長、原子力開発機関監理官、半沢事務官、小林秘書官、久田技官、加舎事務官、袴田技官、村田事務官、永井調査員、高岡技官、鈴木調査員

3. 議 題

(1) 議事録確認

(2) 原子力損害賠償保障法案について

4. 配布資料

(1) 原子力災害補償法案の問題点について

(2) 第10回原子力関係科学者技術者養成訓練専門部会議事録

(3) 第5回原子力委員会定例会議議事録

5. 審議決定及び報告事項

(1) 議事録確認

5-(1) Heads of Contract について後記の通り訂正の上了承。

(2) 原子力損害賠償保障法案について

標記法案について各省との折衝により問題となつた諸点ならびにこれについての原子力局の対策が報告され、審議の結果、次の諸点については結論を得た。

(イ) サプライヤーに対する求償権は故意の場合のみとする。

(ロ) 損害賠償処理委員会の性格については行政委員会でも諮問委員会でもよいが、損害があつた場合あらかじめ認められた賠償基準により国も保険会社も補償を行うことが確保されるよう措置すべきである。

(ハ) 国家補償については国が補償することを明記すべきで、その限度についても例えば500億円程度と規定した方がよい。ただし補償という文字には必ずしも固執しない。なお500億円の限度を設けることが困難ならば「財政事情の許す範囲内」であつても、これを広義に解することとして了解

する。

(二) 国家補償について^時限法とすることは、その期間が10年以上ならば認めよう。

なお、その他の問題点については引き続き検討することになった。

6. 審議経過

(1) 議事録の確認

議事録朗読

(兼重) 資料第2号の内容がこの記録では明らかでない。事務手続の順序について記録に止めるべきだと思う。

(島村) この書き方を逆にして資料第2号の決定を先にし、次のように修正したらよいと思う。資料第4号についてはとくに触れる必要はない。

「日本原子力発電(株)が英国原子力公社との間に *Heads of Contract* を交換することについては、別添(資料第2号、一部修正)の通り適当と考えることが決定された。なお、*Heads of Contract* の性質については、資料3号の一部を修正して、委員同意とすることが了承された」

(各委員) 了承

(4)

(2) 原子力損害賠償保障法案について

(井上) 原子力災害補償法案について問題点をとりまとめ

たので御審議願いたい。国家補償、責任保険、処理
委員会、求償権の諸点にしばつと問題点をあげた。

(資料第1号により説明)

国家補償についての専門部会答申および法原案の
考え方に対しては大蔵省主計局の一部に反対意見が
ある。主計局の意見ではあくまで事業者に責任があ
るものとし、そのため補償を行った場合求償とはな
くて返還させることを規定すべきだとしている。な
おこの法律は臨時法にすべきであるといっている。

これに対して高柳ではいくつかの対策を用意して
いる。この場合賠償能力以内の損害と能力以上の損
害との二つを区別して考える。臨時法とする場
合10年以上とすれば差支えない。

責任保険の規定については約款内容と法律または
政令に記載するかどうかの問題となる。大蔵省銀行
局では個人的意見ながら、責任保険が私保険である
限り法令に記載するのはおかしいといっており、再
保険との関係等からみて、締結義務を規定すること

には反対している。この点原子力局案はがなり私保険の立場を規制するよう府案文になっている。

これについて局修正案では保険業法によるものであること、免責は故意または政令で定めるものに限ること、告知義務違反の解除の効果について規定すること、危険変更に対応する保険契約の変更について規定することを考えている。また契約の締結義務はやはり強制すべきであると考える。

なお府案としてすべて責任保険を府学技術庁長官の承認を受けなければならない案が考えられる。ただしこの案については約款、国家補償等に重大な影響を及ぼすことが府学技術庁長官の内部基準に基づいてまうことには問題がある。またこの案の契約締結義務の強制についても問題が多い。

損害賠償処理委員会については行政委員会とするか、その他の機関にするかが問題で、答申書では前者の考え方をとっている。結局審決権があるかどうか問題になる。この案について大蔵省主計局は反対、銀行局も保険業者の権利義務を check するという理由で反対している。また法務省は審決権をもつ

(4)

ことを反対している。行政管理局は行政委員会自体の性格からみて設置に反対している。これら反対意見には当否とに若干強弱の差がある。これら反対意見に対しては行政組織法第8条の「その他」機関にせざるを得ないであろう。この場合にも諮問的調査的なものや審査会的なものがある。

最後に求償権について供給者への求償は故意または重過失になつてゐるが、重過失は供給者の不安を除くため削除することとした。

(石川) 大分問題が多いが、簡単なものから固めて行きたい。

(島村) 簡単な問題といつてもこの外に大分沢山あるので

(石川) 大蔵省のいう事も、もつともたと思うが保険の引受能力が大きければかなり意見が収つてくるのではないかと思う。

(有沢) 責任保険の大きさが十分でないことは第三者にも不安を与えることになり、だから国家補償を要求することになる。

(石川) Dの求償権について重大なる過失は削除してよいと思う。

(井上) その点は国家補償とも関連してくる。その性格いかんでは事業者、設置者に責任が過重されることになるが-----しかし土曜日に部会長他の専門委員と話合った限りでは削除してもよいとの御意見であった。

(佐々木) memberの立場からは故意以外のものはすべて免責してもらいたいという意見をもちっており、設置者、保険者、国の三者間で問題を解決して行きたい。

(石川) 処理委員会についてはとくに行政委員会にしなくともよいのではないか。

(有沢) その問題について損害賠償について最終的に決めるのはどこになるかを明らかにしなければならぬ。

(佐々木) 審決権がないとすれば最終的には委員会が決定できないう、その場合には行政府が決めることになり、被害者等が不服の場合には行政裁判になることになる。

(有沢) 損害の評価については十分な基準がなければならぬ、これをやるような権限はどこがもつのか。

(佐々木) それは常設機関でやるべきで、部会の答申では処理委員会は臨時的なものとしているので、専門部会

を設けて作成することにならう。

(有沢) しかし基準はあらかじめ作成しておかなくては事故の時に不公平が出てくる。

(佐木) 仮に審議会のような性格をもつ処理委員会が設けられたとして、事故時の被害査定の基準はその事務局で作るべきものではないかと思う。

(島村) 委員会を設けることの意義は公正と迅速にある。保険金でまかなえる場合にも、この委員会に処理させるのか、あるいは保険会社に任せるのか、が問題になる。

(石川) それは、どちらの場合も処理委員会に行わせなければならぬ。

(島村) たとえば保険会社の支払についても規制を行う必要がある。本来では処理委員会はかなりの権限をもっているので、その決定には権威をもつが、行政委員会となくするとその査定は保険会社の査定とは結びつけられなくなる。

(有沢) 損害評価についての方法が今まで検討されなかつたように思う。自動車保険の場合にはほとんど規定しているのか。

(加倉) 自動車保険の場合には政令で定めている。この法案では所得控等も十分に考慮に入れて査定するので、一律には規定しない。

(兼重) 保険会社が第三者に支弁を行っている例は自動車ぐらいだと思うがその場合はどうなっているか。この法案で、処理委員会が定めたことをどうやって保険会社がその線に沿うようにするかが問題だ。各国の例はどうなっているか。

(加倉) 各国とも原則として裁判権一本で行うことになっている。

(島村) 処理委員会を諮問委員会にするとすれば設置の意義はなくなると思う。

(佐々木) まず基準を収束という点について原子力委員会が収束すべきものだと思う。ただし、その基準は直ちに国として保険会社に強制することは出来ない。

(兼重) しかし、基準すんながったら第三者は何によって不安を除かれるのか。

(佐々木) 第三者としては最終決定について不服かどうかを考慮することになる。

(有沢) 国としても保険会社としても損害査定基準を設

けるべきだ。

(佐々木) それにもかかわらず、大蔵省は最後まで査定権を
もつことになる。しかし事前に基準は閣議で決めておく
事は必要で、それについては今後努力する必要がある。

(有沢) しかし、保険会社として、それに服するかどうか
は問題である。

(井上) 行政委でない場合保険会社は独自に評価を行いこ
れを委員会に報告する。これに対して委員会が正当と認
めなければ仲裁程度はできるが、委員会独自の査定を保
険会社に強制することはできない。

(有沢) 私のいいたいのは、自ら保険会社も一定の基準に
従って補償を行う体制をどのようにして作るかというこ
とである。

(石川) 事故のあった場合に査定を保険会社にだけ行わせ
るのはおかしい。

(兼重) 委員会の性格がどうであれ、基準に沿って補償が
行われるという体制を作る必要があると思う。

(有沢) それは責任保険の限度内であつても限度以上であ
つても同じように適用されるものでなければならぬ。

(島村) 保険をかけている場合免責条項があり、保険が発

効されず、設置者は他の資産を十分にもっているにかかわらず、国が直ちに補償を行うことはおかしい。また保険限度以上でも、その超過額が少ない場合、設置者は自分の財産を保存したまま国から補償が受けられることになる。これらの意見については局内でもどの線にまとめるかまとめるれなかつた。

(兼重) 外国の例はどうなっているか。

(島村) 英国の場合には戦争以外は *all risk* を保険で *Cover* している。しかし日本では地震、風水害が保険で *Cover* されないことになるので、この問題は日本独自の問題になっている。次に保険限度を越えた場合外国ではすべて免除されている。ただしこれには各国の法制により若干の差がある。

(有次) 保険免責の場合について考えるのがまず必要だと思う。

(兼重) 保険業者さえ持てない危険を設置者にわたせるのはおかしいと思う。

(島村) 外国では保険を強制し、無過失責任を課している。その代わりに責任の限度額を設けている。これが最も簡明な方式である。この法案は、無過失責任を課しているが、

保険については大地震のごときものは免責している。大蔵省の考え方はあくまで設置者の責任とし、保険、残余財産等をすべて拂い出すべきであるとの筋を考えている。

(有次) それでは九電力のごとく大きな資産をもっているものは原子力発電をまったくなくなり、一炉毎に別会社が設立されることにならう。無過失責任を課しながら国が責任を負担しないというのはおかしい。

(兼重) 設置者に故意があつた場合に国が求償できるという事に問題はないか。

(有次) それは問題がない。

(兼重) それは何故無過失責任を課するのが問題だと思ふ。

(佐々木) 保険で cover されない部分について、原発では全部国が補償することになつてゐる。現実問題として Calder 炉は関東震災の3倍位の耐震性をもつてゐる。この際軽微の地震で事故があつて損害があつた場合、保険は免責だからという事ですぐに国が乗り出すことには問題があらう。これは単に無過失責任によるものとはいえない。

(井上) しかしそのような場合には国が求償権を行使することになつてゐる。

(島村) 私の考えでは保険で cover できるような事故の

方が設置者の責任は重いように思うが-----

(兼重) 設置者としてはやはり *maker* の技術を信頼して設置するので----- それにもかかわらず *maker* は免責されることになる。

(有沢) やはり国家補償に用しては補償料をとつて設置者の負担を平坦化することが必要だと思う。

(石川) 地震についても保険ファールの限度で *Cover* されるといっている。

(島村) 次に国家補償について 大蔵省は「せん補できる」とすべきだといっている。スイス、英国の立前は「できる」という線に近い、大蔵省では目に責任があり、補償義務をもつという表現がいけないといっている。

(有沢) 「できる」というのは当然せん補しない場合が考えられる。

(島村) なお補償という言葉は表題に使われている程度で本文には入っていないので、その他の言葉を使ってほしいと考えている。

(井上) 委員長は補償という線をゆずれないといっているが、実体的には問題はないと思う。

(石川) その点は実体さえ確保されればよい。

(44)す

(島村) 次に国家補償の問題になるのは限時法の考えで、

原子力に国家補償のような措置が必要なのは現在未知の
分野があるというのがその理由となつているので、10年
程度とすれば問題はない。

(有次) その点については限時法でよいと思う。

(島村) 国家補償の限度の問題については?

(有次) 私としては限度を設けた方がよいと考えている。

責任保険の額から考えて500億円程度と考えたらよい。

(兼重) 人口密度等から考えても安心料としてその程度で
よいと思う。

(島村) 500億円が通うなかつた場合、財政事情の許す範
囲という限度を設けるべきかどうか。

(有次) その規定はそのまゝ残しておいてよいと思う。

(島村) その限りでは予算の範囲内という事では認めら
れないと了解する。

(井上) 責任保険については、

(有次) 損害評価についてはつきりさせることができれば
責任保険の額は大体定まつたと思う。

(以上)